

碧南市監査委員公表第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき、保育園、幼稚園、小学校、中学校及び公民館の令和 6 年度定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を公表する。

令和 6 年 12 月 2 日

碧南市監査委員 小 林 尚

碧南市監査委員 林 田 要

令和 6 年度
定 期 監 査 報 告 書

保育園
幼稚園
小学校
中学校
公民館

碧南市監査委員

定期監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項及び碧南市監査基準第4条第1項第1号の規定により実施する監査

2 監査の対象

- (1) 保育園 羽久手保育園
- (2) 幼稚園 新川幼稚園、西端幼稚園
- (3) 小学校 新川小学校、棚尾小学校、日進小学校、鷺塚小学校
- (4) 中学校 中央中学校、南中学校
- (5) 公民館 日進公民館、鷺塚公民館

3 監査の範囲

令和5年4月1日から令和6年8月31日まで

4 監査の実施期間及び場所

監査対象施設	実施日	実施場所
棚尾小学校、日進小学校、日進公民館	令和6年10月 2日	現 地
新川小学校、南中学校	令和6年10月 4日	
中央中学校、新川幼稚園、西端幼稚園	令和6年10月 8日	
鷺塚小学校、羽久手保育園、鷺塚公民館	令和6年10月10日	

5 監査の着眼点

財務に関する事務等の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて、配当予算の執行及び現金の出納を重点に監査した。

6 監査の主な実施内容

碧南市監査基準に準拠し、提出された定期監査資料に基づき、関係帳簿の調査を行うとともに、施設長等の説明を聴取して監査を実施した。

備品の管理状況について、管理台帳より抽出した数点について調査した。

各小中学校における毒物劇物については、事前に現状の管理状況を確認した上で監査を実施した。

8 監査の結果

各事務は、おおむね適正に執行されていると認めたが、次に掲げるとおり改善すべき点があった。

(1) 支出事務について

小中学校の委託事業における支出について、請求から支払いまで3か月を超えているものがある。政府契約の支払遅延防止等に関する法律（支払遅延防止法）により支払時期が定められているため、適正な処理をされたい。

(2) 契約事務について

公民館の契約事務において、提出された書類の確認が不十分な点が見受けられた。また、見積書を徴収していない等書類の不備があった。

少額の契約であっても公金の支出であることを念頭において、適切な事務処理をされたい。